第２２期　第９回　佐賀県内水面漁場管理委員会

日　時　　令和８年１０月７日（水）　１０時３０分から

場　所　　佐賀市城内１丁目１番５９号

佐賀県庁新館１０階　農林水産部内会議室（南西角）

次　　第

１　開　会

２　会長挨拶

３　議　事

（１）第５種共同漁業権に係る「資源管理の状況等の報告」について（報告）
ｐ１～５

（２）次年度省庁提案内容（全内漁管連）について（協議）
ｐ６～３２

（３）佐賀県内水面漁場管理委員会規程の一部改正について（協議）
ｐ３３～３５

（４）その他

４　閉　会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

会　長	柴山　雅洋	様
委　員	中村　さやか	様
委　員	犬塚　加代子	様
委　員	藤村　美穂	様
委　員	森田　忠光	様
委　員	江頭　大幸	様
委　員	草野　剛	様
委　員	今川　一洋	様

佐賀県海区漁業調整委員会事務局

事務局長	荒巻　裕

佐賀県農林水産部漁業調整担当

係　長	伊藤　毅史
主　事	山本　慎太郎

議題１

水　産　第 2667 号
令和８年（2026 年）９月 16 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
　会　長　柴山　雅洋　　様

佐賀県知事　　山口　祥義

第５種共同漁業権に係る「資源管理の状況等の報告」
について（報告）

このことについて、漁業法第９０条第１項の規定に基づき各漁業権者から報告がありましたので、同条第２項の規定に基づき下記のとおり意見を付して報告します。

記

１　概ね計画どおりの義務放流が行われている。
２　多くの漁業権者が漁場の巡回指導を行い、規則遵守のための周知看板を設置するなど、資源管理に取り組んでいる。
３　イベントなど地域と連携した取り組みも見受けられる。

以上のことから、資源管理及び漁場の活用が適切に行われていると認められる。

（担当：農林水産部水産課　山本）

第５種共同漁業権における資源管理の状況等の報告

漁業権者　　内共第１号　**古湯地区漁業協同組合**

報告日　令和8年6月21日
報告の対象期間　令和7年4月1日～令和8年3月31日
担当者氏名　[redacted]

1　資源管理の状況

・漁業権行使規則の取組内容	・定期的にやまめ放流を実施し（５回・250ｋｇ）、増殖事業を行った。 ・組合定款及び漁業権行使に関する規則等を遵守する研修会を行った。
・共同漁業権内の資源管理のために実施している取組	・漁場改善の取組（河川の草切り・河床の均し工事（施工者で県への申請・許可））の実施 ・遊漁者増を図るため、やまめ放流日をHP等で情報提供を行った。
・その他の取組	・資源確保のため、体長15cm未満のリリース、１人１日10匹までとしたチラシを配布、指導を行った。 ・漁場管理の徹底、遊漁料の収入確保のため巡回指導を行った。 ・ふれあい祭り（富士支所主催）のやまめつかみ取り大会にやまめを提供し、子供たちが川に親しむ機会にした。

2　漁場の活用状況

漁業権対象魚種	組合員行使者数(人)	行使者数（人）	操業期間	漁獲量（kg）	日	遊漁者数	増殖実施量（kg）	備考
こ　い	30	0	7月1日～ 5月31日	0	0	日券　0　枚 年券　0　枚	義務放流免除	
やまめ	30	30	3月1日～ 9月30日	20	0	日券　178　枚 年券　77　枚	250	一人一日、最大10匹まで自家消費可能としている。
おいかわ・かわむつ	30	0	1月1日～ 12月31日	0	0	日券　0　枚 年券　0　枚	0	

第５種共同漁業権における資源管理の状況等の報告

漁業権者　　内共第２号　　玉島川漁業協同組合

報告日　　令和8年6月10日

報告の対象期間　令和7年4月1日～令和8年3月31日

担当者氏名　[redacted]

1　資源管理の状況	
・漁業権行使規則の取組内容	・組合員に事前配布する総会資料に行使規則の要約を記載した資料を添付するとともに、総会においても説明し周知を図っている
・共同漁業権内の資源管理のために実施している取組	・アユの人工孵化作業　１０月１１日実施
・その他の取組	・効率的な巡回指導６月１５日、７月２９日実施 ・規則等を遵守させるため周知看板の作成設置　２箇所（七山地区） ・唐津土木事務所が実施する玉島川環境調査（魚類調査）に協力　年２回（７月、１１月）

2　漁場の活用状況

漁業権対象魚種	組合員行使者数(人)	行使者数（人）	操業期間	漁獲量（kg）	漁獲金額（千円）	遊漁者数	増殖実施量（kg）	備考
あゆ	67	60	6月15日～ 12月31日	600	368	日券　15　枚 年券　5　枚	440	92k販売
やまめ	143	29	3月1日～ 9月30日	200	0	日券　52　枚 年券　32　枚	250	販売なし
おいかわ かわむつ	143	21	3月1日～ 12月31日	15	0	日券　　枚 年券　　枚	4	販売なし
もくずがに	132	118	7月20日～ 12月31日	1,000	100	日券　　枚 年券　　枚	520	50k販売
うなぎ	67	16	6月15日～ 12月31日	80	90	日券　　枚 年券　　枚	20	18k販売
こい	67	3	7月1日～ 12月31日	12	0	日券　　枚 年券　　枚	義務放流免除	販売なし
しろうお	入札（８か所一括）	1（組合員６名雇用）	1月1日～ 4月30日	253	1,625			200k販売

第５種共同漁業権における資源管理の状況等の報告

漁業権者　　内共第3号　　伊岐佐漁業協同組合

報告日　令和8年7月22日

報告の対象期間　令和７年4月1日～令和８年3月31日

担当者氏名　[redacted]

1　資源管理の状況	
・漁業権行使規則の取組内容	行使規則、遊漁規則を遵守した漁業の取り組み
・共同漁業権内の資源管理のために実施している取組	増殖目標量の設定に即した対象魚種の放流を行っている
・その他の取組	伊岐佐川の魚種の生息状況を確認するため、役員による現地調査や遊漁者からの採捕状況等の聞き取り調査を行っている。

2　漁場の活用状況

漁業権対象魚種	組合員行使者数(人)	行使者数（人）	操業期間	漁獲量（kg）	漁獲金額（千円）	遊漁者数	増殖実施量（kg）	備考
あゆ	4	4	6月1日～ 12月31日	11	0	日券　　枚 年券　　枚	16	漁獲金額については、漁獲量が少量のため、市場に卸していない。自家消費となっている。
やまめ	11	11	3月1日～ 9月30日	20	0	日券　1　枚 年券　2　枚	30	漁獲金額については、漁獲量が少量のため、市場に卸していない。自家消費となっている。
もくずがに	15	15	6月1日～ 12月31日	44	0	日券　　枚 年券　　枚	30	漁獲金額については、漁獲量が少量のため、市場に卸していない。自家消費となっている。
こい	1	1	7月1日～ 翌年5月30日	3	-	日券　　枚 年券　　枚	義務放流免除	-
ふな	-	-	7月1日～ 翌年5月30日	-	0	日券　　枚 年券　　枚	10	漁獲金額については、漁獲量が少量のため、市場に卸していない。自家消費となっている。
おいかわ かわむつ	7	7	1月1日～ 12月31日	15	0	日券　　枚 年券　　枚	1	漁獲金額については、漁獲量が少量のため、市場に卸していない。自家消費となっている。

○　漁業法（抜粋）

昭和 24 年 12 月 15 日

法律第 267 号

（資源管理の状況等の報告）

第九十条　漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を**都道府県知事に報告**しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

２ 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整**委員会に対し**、前項の規定により報告を受けた事項について**必要な報告をする**ものとする。

（平三〇法九五・追加）

（内水面漁場管理委員会）

第百七十一条

１～３項　略

４ この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

（平一一法八七・一部改正、平三〇法九五・旧第百三十条繰下・一部改正）

議題２

全内漁管連　R9要望案《第１回漁場管理対策検討会で決定》の趣旨

Ⅰ	外来魚対策	
	1	・生態、漁業被害の把握 ・効果的な駆除技術等の開発 ・漁協等が対策を実施できるような事業の構築と予算確保 ・産業管理外来種の利用のあり方等についての情報発信
	2	・外来生物等の密放流を根絶するための措置の強力な推進、予算確保
Ⅱ	鳥類食害対策	
	1	・カワウ被害軽減目標の確実な達成 ・国の責任のもとでの具体的駆除方針の策定、駆除等支援事業と予算の拡充
	2	・サギ類等による食害対策の早急な検討・実用化
Ⅲ	魚病対策	
	1	・アユ疾病の防疫体制構築のための施策の継続的実施
	2	・コイの放流等制限解除に必要な基準の提示 ・コイ産業の振興のための具体的施策展開、予算確保
Ⅳ	河川湖沼環境	
	1	・大規模災害に強く、水生生物の生息に適した河川づくり
	2	・漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除去・防除 ・林業関係者及び林地の開発行為の許認可を行う県知事、事業者への指導 ・河川の適正流量の算出方法について近年の研究結果を踏まえた見直しの検討
	3	・殺虫剤等の水生生物への影響調査及び調査結果についての情報提供 ・農薬の適正使用の指導徹底
	4	・外来水草の種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な除去・防除方法の開発
	5	・内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性等についての啓発 ・河川の利用マナー徹底
	6	・濁水現象が発生するダムについて、放流水の濁度や臭気等の基準化 ・ダム設置者が主体となった水生生物への影響調査
	7	・水温等のモニタリング強化 ・資源量変動のメカニズムの解明や効果的な増殖・資源管理技術の開発
Ⅴ	放射線物質による汚染対策について ※本項目はR9提案から削除	
Ⅵ（Ⅴ）	ウナギの資源回復について	
	1	・二ホンウナギに好適な生育環境の保全及び回復 ・適正な放流手法の確立と放流体制の構築の支援
	2	・国主導によるシラスウナギの流通の透明化 ・シラスウナギ違法採捕の組織横断的取り締まり
	3	※国の取組が進んでいるため削除
	4	・資源回復を図るための資源管理体制の推進
Ⅶ（Ⅵ）	内水面漁場管理委員会制度の堅持について	
	1	・内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保

令 和 ９ 年 度 提 案 項 目 案

別紙 １

提案書（前書き）

R8年度提案書	R9年度提案素案（8/28時点）
内水面漁業は、水産物の供給機能のほか、生態系その他の自然環境の保全、地域社会の維持、自然体験活動等の場の提供等といった多面的機能を有しており、これらの機能が将来にわたって適切に発揮されることが国民生活の安定向上を図る上で重要です。 内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織です。 当連合会では、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しており、その実現に向け令和８年５月29日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。 つきましては、これら提案の実現に向けて、格別のご検討とその対応を賜りたくお願い申し上げます。 この度の提案では、重点的に検討いただく項目を重点項目として整理しています。 なお、提案の大項目の記載順は、優先順位を示すものではありません。	内水面漁業は、水産物の供給機能のほか、生態系その他の自然環境の保全、地域社会の維持、自然体験活動等の場の提供等といった多面的機能を有しており、これらの機能が将来にわたって適切に発揮されることが国民生活の安定向上を図る上で重要です。 内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織です。 当連合会では、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しており、その実現に向け令和９年５月●日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。 つきましては、これら提案の実現に向けて、格別のご検討とその対応を賜りたくお願い申し上げます。 ~~この度の提案では、重点的に検討いただく項目を重点項目として整理しています。~~ なお、提案の大項目の記載順は、優先順位を示すものではありません。

Ⅰ　外来魚対策について

R8年度提案書	R9年度提案素案（8/28時点）
【趣旨】 　平成17年6 月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物の持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者にも拡大して、放流した特定外来生物の回収まで措置命令ができるようになりました。 　また、魚類の特定外来生物は、これまでにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。 　さらに、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 　しかしながら、共同漁業権における外来生物による漁業被害は、令和4年度は47％ 、令和5年度は45％、令和6年度においても41％（共同漁業権895件中369件）と、依然として高い割合で報告されており、漁業被害をもたらしうる新たな外来生物の侵入も報告されています。 　このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が様々な方法で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。 　つきましては、下記の事項について提案いたします。	【趣旨】（時点修正のみ） 　平成17年6 月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物の持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者にも拡大して、放流した特定外来生物の回収まで措置命令ができるようになりました。 　また、魚類の特定外来生物は、これまでにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。 　さらに、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 　しかしながら、共同漁業権における外来生物による漁業被害は、令和5年度は●％ 、令和6年度は●％、令和7年度においても●％（共同漁業権●件中●件）と、依然として高い割合で報告されており、漁業被害をもたらしうる新たな外来生物の侵入も報告されています。 　このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が様々な方法で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。 　つきましては、下記の事項について提案いたします。

	R8年度提案	回答、状況等	R9年度提案素案（8/28時点）
1	【重点】 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュ並びにミズワタクチビルケイソウをはじめとした外来生物の生息・繁茂状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取入れた効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分な予算を確保すること。 また、現行制度では補助等の支援対象となっていない外来生物による漁業被害について、漁協や地方自治体が行う駆除等への予算措置や、駆除技術の開発、情報発信や啓発の強化を行うこと。 特に、コウライオヤニラミなど新たに生息が確認され今後拡大が懸念される種については、生息域が拡大しないよう速やかに生息状況や生態に係る調査を引き続き行うとともに集中的な駆除等の対策を図ること。 一方、ニジマスやブラウントラウトなどの産業管理外来種については、その生態等について引き続き科学的な知見の収集を行うとともに、その利用のあり方について積極的な情報発信を行うこと。	【農水省】 水産庁では、「内水面水産資源被害対策事業」により、平成24年度から、国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託して、効果的な駆除技術の開発を行っており、これまでに、外来魚等の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じた防除対策を、内水面漁業者等が参照しやすいよう取りまとめた4冊のマニュアルを作成して配布・周知しています。（一例：外来藻類対策として、ハザードマップ作成の手引き等を策定しています。） これらのマニュアルは水産庁及び全国内水面漁業協同組合連合会のホームページでも公開しており、これらのマニュアルも活用して外来魚駆除に取り組む内水面漁協を支援しています。 チャネルキャットフィッシュ等の生息分布や在来種への被害の拡大が懸念される支援対象外の種についても、水産被害の程度を把握しつつ、研究機関と必要な対応を検討したうえで、駆除技術の開発を推進していくところです。 また、コウライオヤニラミやブルーギル属全種などについて、環境省が（2025年10月）「特定外来生物」に追加指定する方針を専門家会合で示し了承されたところ、今後、外来生物法に基づく制限等が検討されるものと考えております。 産業管理外来種については、「水産分野における産業管理外来種の管理方針」を踏まえ、関係者により利用・管理されていると認識しており、本委員会において、移植の禁止等措置も行われていると承知しております。 特定外来生物と産業管理外来種に関する情報は水産庁、環境省のそれぞれのホームページにて発信しているところです。これらの被害軽減対策等については、引き続きHP等で普及啓発に力を入れてまいります。 また、今年の4月～5月に、環境省が「生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト※1」の見直しについて、パブリックコメントを行ったと承知しています。 今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めてまいります。 ※1（「ニジマス」については産業管理外来種として、「ブラウントラウトとレイクトラウト」については、「防除検討外来種」として、意見を求めているところ） 【環境省】 環境省においては、毎年、地方公共団体に外来種の生息状況に関するアンケート調査を行い、種ごとの全国的な分布状況の把握に努めているところです。 また、自然環境保全基礎調査の一環として、昭和53年から淡水魚類の分布状況の調査を行っており、令和4年に開始した最新の調査では、外来種も対象として生息分布範囲の把握を行っています。調査結果は本年夏頃の公表を予定です。 効果的な駆除技術について、環境省では、最新の知見を踏まえ、「オオクチバス等に係る防除の指針」を昨年改訂したところであり、引き続き普及に努めてまいります。 予算に関し、環境省では、生態系や人の生命・身体への被害の防止を目的として地方公共団体が実施する特定外来生物の防除事業等に対して、特定外来生物防除等対策事業（交付金）により支援を行っています。なお、漁業協同組合の活動や漁業被害については、交付金の対象としていません。 生息域の拡大が懸念されるコウライオヤニラミについては、現在、特定外来生物に追加するための政令改正手続を進めています。一昨年の環境省による調査で新たに利根川水系で生息が確認されたところであり、関係機関と連携しながら調査等の対策を進めています。 レイクトラウトやブラウントラウトなどの産業管理外来種の利用に当たっては、種ごとに示す利用上の留意事項に沿って適切に管理を行うことを呼びかけており、引き続き普及に努めてまいります。	【重点】 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュ並びにミズワタクチビルケイソウをはじめとした外来生物の生息・繁茂状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取入れた効果的な駆除技術等の開発に引き続き努めるとともに、開発された駆除技術の有効性について定期的な評価・検証を行い、戦略的~~に~~な普及・指導~~し~~を進め、漁業協同組合等が適切な対策を実施~~できるよう柔軟に活用できる~~可能とする事業の構築と十分な予算を確保すること。 また、現行制度では補助等の支援対象となっていない外来生物による漁業被害について、漁協や地方自治体が行う駆除等への予算措置や、駆除技術の開発、情報発信や啓発の強化を行うこと。 特に、コウライオヤニラミなど、新たに生息が確認され今後拡大が懸念される種については、~~生息域が拡大しないよう~~速やかに生息状況や生態に係る調査を~~引き続き~~行うとともに、効果的かつ集中的な駆除等の対策を図ること。 一方、産業管理外来種の~~ニジマス~~や防除検討外来種として検討が進められているブラウントラウトなど~~の産業管理外来種~~については、その生態等について引き続き科学的な知見の収集を行うとともに、その利用のあり方について、国民への積極的な情報発信を~~行う~~継続すること。 ＜一部変更・継続＞ 意味が変わらない範囲で表現を整理

	R8年度提案	回答、状況等	R9年度提案素案（8/28時点）
2	外来生物等の密放流禁止などの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く周知啓発を強化するとともに、関係者と連携した取締りの強化など外来生物法違反の防止に係る具体的措置を強力に推し進めること。 また、漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等の管理者に対して外来生物等の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。 これらの措置に必要な予算を十分に確保すること。	【農水省】 特定外来生物法においてはオオクチバスやブルーギル等の特定外来生物を許可なく放出した者に対して当該生物の回収を命ずることができる等の措置を講じています。特に昨年４月、環境省と連名で「オオクチバス等に係る防除の指針」の改定を行い、水産庁のホームページで公開しています。 河川や湖沼におけるオオクチバス等の特定外来生物の密放流は、漁協関係者のほか、釣り人を始めとする一般国民からの情報提供により明らかとなる場合が多いことから、水産庁では、リーフレットをリニューアルし一般の釣り人も多数集まるイベントや講習会、全国の釣具店で配布する等、特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところです。漁業権が設定されていないダム等においても、より適切な外来魚駆除等が可能となるよう、引き続き環境省と連携してこれらの方々や関係団体の協力を得ながら外来生物法の普及・啓発を推進してまいります。 今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めてまいります。 【環境省】 違法放流防止を目的として、現在、環境省が防除を実施している湖沼において監視カメラや注意看板の設置や違法放流防止に係る普及啓発を行っています。 漁業関係者において特定外来生物の密放流に関する情報を入手された場合は、地方環境事務所や水産庁、警察への積極的な情報提供をお願いします。 【国交省】 河川管理上の支障となる場合に、外来生物の防除・除去等に取り組んでいる場合があります。 また、地方公共団体、漁業協同組合等の関係者と連携して、外来魚の持ち込みや持ち出しを禁止する看板等の設置、外来魚回収ボックスの設置、外来魚対策に関する学習会や外来魚駆除のイベント等を実施しています。 さらに、これらの事例をとりまとめた「河川における外来魚対策の事例集（平成25年12月）」を作成し、ダムの管理者等に周知しているところです。 河川管理者としては、外来魚の生息状況について河川水辺の国勢調査にて把握に努めるとともに、引き続き、地元市町村や都道府県の環境部局等と連携し、対策に努めてまいります。	外来生物等の密放流禁止などの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に~~広く~~周知啓発を**いっそう**強化するとともに、関係者と連携した取締りの強化**などにより、密放流の根絶を可能とするための**~~など外来生物法違反の防止に係る~~具体的**な**措置を強力に推し進めること。 また、漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等の管理者に対して外来生物等の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。 これらの措置に必要な予算を十分に確保すること。 ＜一部変更・継続＞ 意味が変わらない範囲で表現を追加・強調

Ⅱ　鳥類による食害対策について

R8年度提案書	R9年度提案素案（8/28時点）
【趣旨】 　平成１９年６月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。 また、平成２６年６月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は益々深刻な問題となっています。 更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和６年度の調査では共同漁業権906件中544件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっています。 　このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。 　つきましては、下記の事項について提案します。	【趣旨】（時点修正のみ） 　平成１９年６月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。 　また、平成２６年６月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。 　しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は益々深刻な問題となっております。 　更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和７年度の調査では共同漁業権●件中●件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。 　このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。 つきましては、下記の事項について提案いたします。

	R8年度提案	回答、状況等	R9年度提案素案（8/28時点）
1	【重点】 令和6年5月に環境省と水産庁が「令和6年からのカワウ被害対策の考え方」において改めて整理した目標（令和10年度までに内水面漁業に被害を与える個体数の平成25年度水準からの半減）が確実に達成することできるよう万全を期すこと。 このため、これまでの検証で明らかとなった銃器使用の制限緩和、捕獲事業者の確保などの課題解決や、都道府県を跨いだ広域的な対策について、国の責任において具体的な方針を策定し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。	【農水省】 「令和6年度からのカワウ被害対策の考え方について」においては、広域協議会等を活用し、各地域のカワウの飛来状況に応じ、捕獲・繁殖抑制対策の強化、内水面漁業被害対策の強化を戦略的に実施することとしています。 この考え方を踏まえ、令和7年度においては銃器使用が困難なコロニーでの戦略的捕獲の実証や、被害防止のための石倉設置等を推進することとしています。 令和7年3月には環境省通知「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について」が一部改正され、「人の生命、身体に危険を及ぼす恐れが解消されている場所は同法第38条第2項の制限に抵触しないものと解釈される」ことが示されたため、水産庁としても、これまで銃器による駆除が困難とされてきた場所における銃器による駆除が進むよう関係機関と連携し、被害対策のノウハウをまとめ、普及に努めていく所存です。 目標の達成に向け、引き続き環境省や広域協議会等と連携しながらこれらの取組を推進し、より効果的な駆除手法の開発と必要な予算の確保に努めてまいります。 【環境省】 環境省では、住居集合地域等の範囲をより明確にし、その周辺での銃猟を行う上での保安上の留意点に係る通知を発出するとともに、令和6年度からカワウの生息数が増加している滋賀県の琵琶湖周辺の大規模繁殖地において、銃器を用いた効果的な捕獲手法を確立するためのモデル事業を開始し、本事業で得られたノウハウをまとめたマニュアルを作成中です。作成でき次第、他の地域でも普及を図ってまいります。 また、カワウの広域管理を推進するため、東北、関東、中部近畿、中国四国、九州の各ブロックにカワウ広域協議会を設置し、関係機関が連携を図りながら、広域保護管理指針を策定するとともに、モニタリング調査や効果的な捕獲、ドライアイスを用いた繁殖抑制などの対策手法の共有を行い、広域的な取組を推進しております。 引き続き、水産庁と連携して、半減目標の達成に向けて、対策の強化に取り組んでまいります。	【重点】 令和6年5月に環境省と水産庁が「令和6年からのカワウ被害対策の考え方」において改めて整理した目標（令和10年度までに内水面漁業に被害を与える個体数の平成25年度水準からの半減）が確実に達成することできるよう万全を期すこと。 このため、これまでの検証で明らかとなった銃器使用の制限緩和、捕獲事業者の確保などの課題解決や、都道府県を跨いだ広域的な対策について、国の責任において具体的な方針を策定し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。 ＜変更なし・継続＞ 目標の達成は難しい状況は変わっておらず、国の主体的取組を促す必要。
2	サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握し、その結果を各県、漁協等へ情報提供すること。 また、カワウと同様に扱うのではなく、効率的な防除対策を検討・実用化し、現場への導入促進を図り、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。	【農水省】 サギ類についてはカワウのように群れで移動する鳥類ではありませんが、安定して魚を捕食できる場所を覚えると、決まった場所に居つくこともあり、全国の漁協で問題になっていると承知しております。 一方で、サギ類はカワウと異なり、人の生活環境に近い水辺でもよく見られ、昨今では周囲に住宅等が存在する環境においてもコロニーの形成が確認されているところであり、銃器による駆除が難しい状況が多々あります。 漁業協同組合等が行う駆除や追い払いの支援事業の対象にサギ類も含まれておりますが、効果的な防除対策についてはこれまであまり行っていなかったため、研究機関等と相談し検討してまいります。 【環境省】 サギ類の生息状況等については、環境省生物多様性センターが実施する「全国鳥類繁殖分布調査（2016年～2021年）」等において繁殖分布を把握しており、アオサギは全国的に分布が拡大する一方で、コサギの分布は縮小していると承知しております。 内水面漁業被害の防止を目的としたサギ類の効率的な防除対策については、水産庁において検討されており、引き続き、水産庁とも連携して、適切な状況の把握に努めてまいります。 内水面漁業被害防止対策の予算確保については水産庁において行われており、技術的側面では引き続き連携しながら対応を進めます。	サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握し、その結果を各県、漁協等へ情報提供すること。 また、カワウと同様に扱うのではなく、効率的な防除対策を早急に検討・実用化し、現場への導入促進を図り、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。 ＜一部表現変更（強調）・継続＞ 国の主体的取組を促すため

Ⅲ　魚病対策について

R8年度提案書	R9年度提案素案（8/28時点）
【趣旨】 　平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の整備が進められてきました。 　一方でアユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症が現在も散見されているなど、予断を許さない状況が続いています。 　同様にコイも多くの共同漁業権漁場で漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス（KHV）病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、既発生・未発生水域が混在することから流通や漁業活動が制限され、漁業権管理や漁協経営等に深刻な打撃を与えています。 　つきましては、下記の事項について提案いたします。	【趣旨】（変更なし） 　平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の整備が進められてきました。 　一方でアユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症が現在も散見されているなど、予断を許さない状況が続いています。 　同様にコイも多くの共同漁業権漁場で漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス（KHV）病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、既発生・未発生水域が混在することから流通や漁業活動が制限され、漁業権管理や漁協経営等に深刻な打撃を与えています。 　つきましては、下記の事項について提案いたします。

	R8年度提案	回答、状況等	R9年度提案素案（8/28時点）
1	【重点】 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。 さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病等の病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法（環境DNA解析など）を確立し、全国河川における調査を実施すること。	【農水省】 アユの疾病については、「アユ疾病に関する防疫指針」（平成23年12月、アユ疾病対策協議会）に基づき、天然の河川・湖沼への病原体のまん延防止及び養殖場における疾病被害の防止を軸に対策を講じてきております。 また、「令和5年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業 国内主要養殖魚の重要疾病のリスク管理技術の開発」（消費・安全局食品安全政策課）において、アユの異形細胞性鰓病診断・治療マニュアルの改訂を行い、令和6年8月の当省ホームページにおける公表以降、魚病に係る各種会議において積極的に周知しているところです。 冷水病については、令和7年には、天然水域で13都府県、養殖場では9県で発生していますが、ピークの平成13～15年頃と比較すると、近年は下げ止まっていると承知しています。 また、水産防疫対策委託事業において、アユ漁場及び養殖場の症例から分離された冷水病原因菌の収集・遺伝子型分類を行い、病害性との関係についての研究やワクチンの試作も、継続して実施しています。 エドワジエラ・イクタルリ感染症については、令和7年には、天然河川において6県、アユ放流種苗で2県、養殖アユでは2県で保菌（陽性事例）が確認されており、引き続き、発生状況を注視する必要があると考えています。 また、海産遡上アユの保菌開始時期や感染源に関する知見等について、平成31年3月に魚類防疫技術書「河川におけるアユのエドワジエラ・イクタルリ感染症」としてとりまとめ、公益社団法人日本水産資源保護協会のホームページにて公表しています。 現在、アユの冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症の治療薬として、フロルフェニコール製剤が使用可能です（平成29年9月承認）。 環境DNA 解析などの技術を用いた河川内での冷水病原因菌の時空間的な変遷や分布の把握については、その手法の合理性や効果的な実施方法等について関係県と議論を深めてまいります。	~~【重点】~~ アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築のための施策を継続的に実施すること。 さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病等の病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法~~（環境DNA解析など）~~を確立し、全国河川における調査を実施すること。 ＜表現追加、一部削除・継続＞ 対応は十分行われているものの、国の取組の継続を求める。
2	KHV病発生から20年以上が経過しているが、既発生水域におけるコイの放流、移植、持ち出しの解除には至らないことから、その理由と制限解除に必要な基準を示すとともに、コイ産業の振興に対する国の考えを示すこと。	【農水省】 近年のKHV 病の発生件数は、KHV 病防疫指針や内水面漁場管理委員会指示に基づく感染が疑われるコイの移動制限等により、我が国で 初めてKHV 病が確認された当時と比較して大幅に減少しています。 令和7年においては、既発生水域の養殖場から84 施設の養殖場や加工場へ790 トンの食用鯉が移動したと承知しています。 関係都道府県からの要望を受け、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所が、「コイ放流試験技術連絡協議会」（平成30年度設置）において、放流再開に向けたデータ収集のため、関係県による未感染コイを用いた既発生河川での暴露試験を行っています。放流再開に向けて、継続して知見の収集を行うことが必要であると考えており、状況を注視していきます。 また、未報告水域や陰性確認水域へのまん延防止のため、今後も関係者の皆様におかれては、都道府県水産試験場等における放流魚の陰性確認や、内水面漁場管理委員会指示による既発生水域からのコイの移植・持ち出しの禁止等、まん延防止措置の徹底をお願いします。 コイ産業については、餌代の高騰や需要の減退等厳しい現状に晒され、年々生産量が減少していると承知しております。しかしながら、食用鯉は、たんぱく源としても食文化としても重要な食材と認識しており、水産庁としても、業界団体と連携しながらコイ産業の振興に取り組んでいきたいと考えております。	KHV病発生から20年以上が経過しているが、既発生水域におけるコイの放流、移植、持ち出しの解除には未だ至~~ら~~っていないことから、~~その理由と~~制限解除に必要な基準を示すとともに、コイ産業の振興~~に対する国の考えを示すこと~~のための具体的施策展開と、その実施のための十分な予算を確保すること。 ＜表現追加・継続＞ 考え方は示されたため、それを具体化するための施策実現、予算獲得を提案

Ⅳ　河川湖沼環境の保全及び啓発について

R8年度提案書	R9年度提案素案（8/28時点）
【趣旨】 　河川湖沼環境の保全については、「内水面漁業の振興に関する法律」にもその内容が盛り込まれており、河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善や、環境教育の推進など各省庁の関連施策と連携した取組みが必要です。 　つきましては、下記の事項について提案いたします。	【趣旨】（変更なし） 　河川湖沼環境の保全については、「内水面漁業の振興に関する法律」にもその内容が盛り込まれており、河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善や、環境教育の推進など各省庁の関連施策と連携した取組みが必要です。 　つきましては、下記の事項について提案いたします。

R8年度提案		回答、状況等	R9年度提案素案（8/28時点）
1	【重点】 気候変動による大型台風や頻発する集中豪雨は、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。 また、河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるよう配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保、役割を終えた河川横断構築物等の撤去や鳥類が採餌しにくい構造への改修など水生生物の生息に適したネイチャーポジティブな河川づくりを速やかにかつ強力に進めていくこと。	【農水省】 土地改良事業により、河川工作物である頭首工の新設・更新・統廃合を行う際には、土地改良法に定められた「環境との調和への配慮」を踏まえ、当該河川に生息する魚類等が遡上・降下できる魚道の整備を進めています。 また、魚道が未整備、又は魚道が設置されているものの河川の流水による損傷や河床低下等により、魚類の遡上の障害となっている頭首工に対し、都道府県等が行う魚道整備への支援を行っています。 災害復旧事業においては、被災施設を自然環境の保全に配慮した工法により復旧することが可能であり、頭首工を原形復旧することで、魚類の遡上が困難となる場合には、魚道を新設することが可能です。 今後とも、水生生物の生息に適した環境が保たれるよう関係者との意見交換を行いつつ、これらの取組を進めてまいります。 【国交省】 大型台風や集中豪雨など頻発化・激甚化する水災害を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直しを進めており、堤防の整備等、治水対策の強化を図っています。 河川整備や改修、災害復旧等の実施にあたっては、魚類や水生生物にとっても良好な河川環境となるよう、川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するために「多自然川づくり」を推進しています。 引き続き学識経験者や地域の関係者の意見も踏まえて多自然川づくりに取り組み、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に努めていきます。	~~【重点】~~ 気候変動による大型台風や頻発する集中豪雨は、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。 また、河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるよう配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保、役割を終えた河川横断構築物等の撤去や~~鳥類が採餌し~~魚類等が捕食されにくい構造への改修など水生生物の生息に適した~~ネイチャーポジティブな~~河川づくりを速やかにかつ強力に進めていくこと。 ＜一部変更・継続＞ 「鳥類が摂餌しにくい」と「ネーチャポジティブ」の表現に齟齬あり。

R8年度提案		回答、状況等	R9年度提案素案（8/28時点）
2	【重点】 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除去・防除はもとより、水源かん養林等の整備及び森林伐採後の確実な造林等の林業関係者への指導・啓発等の対策を引き続き行うこと。 また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類やその他水生生物の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけではなく生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえた見直しを検討すること。	【農水省】 林野庁では、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持・増進を図るため、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じています。また、造林・間伐等の森林整備や土砂の崩壊・流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備等を推進するための予算措置をしているところです。 また、林野庁と水産庁が連携し、漁場の上流域等において森林整備・保全を行う「漁場保全の森づくり事業」にも取り組んでいるところです。 さらに、本年６月５日に閣議決定した新たな森林・林業基本計画では、市町村森林整備計画で設定する「効率的施業森林施業区域等」での主伐後の確実な再造林や、森林経営計画制度や伐採及び伐採後の造林の届出制度の適切な運用を図ることにより、林地保全等が図られた適正な伐採と更新が確保されるよう取り組むとともに、そうした持続的な森林経営が行われている森林から生産された木材について、消費者の選択的な購入を促進することとしています。 これらの土砂等の流出防止対策を講じているほか、漁場における土砂や流木等の流入が発生した場合には、河川・湖沼であれば河川管理者への御相談が基本となりますが、水産庁の事業である「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」の活用も可能となっております。 今後とも、これらの事業の推進や制度の適切な運用等により、森林の有する水源涵養機能の維持・増進及び土砂や流木の流出防止の対策に努めてまいる考えです。 【国交省】 河川管理者として、総合的な土砂管理、適正な維持流量の確保、多自然川づくり等の取組を引き続き進め、河川環境の保全に努めていく。 また、河川管理上支障となる場合において、土砂及び流木等の除去に努めているところ。 河川環境にとって望ましい流量の確保に向けては、河川流況のモニタリングを継続的に実施するとともに、ダムから流水の正常な機能を維持するための補給を行っているほか、必要に応じて関係機関と連携して水利用の調整等を行っている。 さらに、一部のダムにおいては、ダム下流河川の環境改善を目的として、関係者や学識経験者等からなる検討会を設置し、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量の一部に流水を貯留し、これを効果的に放流するなどの弾力的な運用を実施しているところ。 引き続き、モニタリングや様々な検討を行いながら、河川環境にとって望ましい流量の確保に努めていく。	【重点】 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除去・防除はもとより、水源かん養林等の整備及び森林伐採後の確実な造林等の林業関係者への指導・啓発等の対策を引き続き行うことと とともに、漁場に影響を与える恐れのある大規模な林地開発等の許認可を行う都道府県知事及び事業者に対して適切な指導を行うこと。 また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類やその他水生生物の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけではなく生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえた見直しを検討すること。 ＜一部追加・継続＞ ・林地の開発行為（太陽光パネル設置等）の許認可を行う県知事、事業者への指導を求める
3	水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料並びに除草剤等は、水生生物の繁殖成育に最も重要である3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。 国は水生生物への影響を的確に調査し、その結果をわかりやすい形で広く国民に情報提供すること。また、国が主体となって啓発・普及に留まらない実効性のある対策を速やかに講じること。	【農水省】 ＜除草剤を含む農薬について＞ 農薬取締法に基づき登録された農薬による魚類などの水生生物への影響については、環境省において、河川等の水生生物に被害が生じないよう登録基準を設定の上、管理しており、農薬を定められた使用方法を守って使用する限り、問題が生じることはないものと考えております。 なお、農薬取締法には、最新の科学的知見に基づき、全ての登録農薬の安全性を定期的に再評価する制度が導入されており、順次、再評価の手続を進めているところです。この再評価の中で、魚類などの水生生物への影響についても、改めて評価を行うこととなっており、再評価の結果に基づき、農薬の安全性の一層の向上を図ってまいります。 また、再評価の審査の実施状況や結果については、農林水産省Webサイトで公表しています。 ＜徐放性肥料について＞ 徐放性肥料であるプラスチック被覆肥料は、省力化や施肥量の低減に資することから、農業現場にとって有効な技術である一方、使用後の被膜殻がほ場から河川等に流出するなど環境汚染の要因となることが指摘されています。 このため、肥料関係団体では、2030 年までにプラスチック被覆肥料に頼らない農業にすることを目標とした「取組方針」を策定しており、農林水産省としては、その実現に向けた代替技術の実証支援や流出防止対策の周知等、生産現場での取組を後押ししているところです。 引き続き、関係者が一丸となり、プラスチック被膜殻の流出防止に向けて、これらの取組を進めてまいります。	**水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料並びに除草剤等は、水生生物の繁殖成育に最も重要である3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。** **国は水生生物への影響を的確に調査し、その結果をわかりやすい形で広く国民に情報提供するとともに、農薬の適正使用の指導徹底を図ること。** **また、国が主体となって啓発・普及に留まらない実効性のある対策を速やかに講じること。** ＜一部表現追加・継続＞ 農薬の適正使用の指導、国民向けの情報発信や、実効性のある対策の具体的な実施、成

R8年度提案		回答、状況等	R9年度提案素案（8/28時点）
		【環境省】 ＜プラスチックについて＞ 　被覆肥料や除草剤については、殻として使用されているプラスチックの話と、肥料や除草剤そのものによる影響の話とがあるが、海洋環境課から前者の観点について回答する。 　被膜に使用されているような小さなプラスチックは一般的にマイクロプラスチックと呼ばれ、環境中に流出してしまうと回収が困難である。 　環境省では、マイクロプラスチックの流出防止に向けて、実態把握が重要と考えており、河川・湖沼におけるマイクロプラスチックの調査及びガイドラインの策定・研修を実施しているほか、海洋への流出量の推計手法の検討、水生生物への影響のリスク評価手法の検討を行っている。また、海洋生分解性プラスチックをはじめとする代替素材の開発支援や、シンポジウム等を通じて汚染の問題や省の取組について周知を行っている。 　引き続き、農林水産省とも連携し、実態把握や代替素材の開発支援、関係者に対するマイクロプラスチックの流出削減の取組の普及に努めたい。 ＜農薬について＞ 　農薬については、農薬取締法に基づき、定められた方法で使用した際の人の健康や環境に対する安全性が確認され、農林水産大臣による登録を受けなければ、製造、販売等ができない。 　環境省では、環境保全の観点から、個別の農薬ごとに、魚類、甲殻類等、藻類等の水域の生活環境動植物への影響について、科学的に評価した上で、登録の可否を判断する基準を定めている。 　また、現在、既に登録されている農薬について、最新の科学的知見に基づく再評価を順次進めているところであり、引き続き、農薬の安全確保に努めていきたいと考えている。 　加えて、環境省では、厚生労働省、農林水産省等と共同で、農薬の安全かつ適正な使用等の推進活動を実施するとともに、水環境の農薬モニタリング調査の充実とその結果の分かりやすい形での公表に努めていく。	

	R8年度提案	回答、状況等	R9年度提案素案（8/28時点）
4	オオカナダモやカワシオグサ等の藻類の異常繁殖、また、ミズワタクチビルケイソウ、ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ等の分布域拡大は、河川湖沼への在来生態系への脅威だけでなく内水面漁業の妨げになるなど深刻な問題となっている。 このため、国は調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な除去・防除方法の開発を進め、その繁殖拡大の防止に努めるとともに市民への啓発を進め、関係者と連携して除去対策を講じること。	【農水省】 ミズワタクチビルケイソウについては、令和3年度から水産庁委託事業により生息状況の調査や、殺藻手法・判別手法の開発を実施し、それらの成果を外来魚対策マニュアル等に取りまとめ、令和6年2月に公表しました。令和8年度においても引き続き、繁茂要因の解析や漁場への影響調査を実施することとしております。 ミズワタクチビルケイソウは、自然環境下で繁殖した場合は抜本的な対策が困難であることから、生息域が拡大しないよう、ミズワタクチビルケイソウに触れたものを食塩水に浸す等対策を講じるよう呼びかけている。また、水産庁のホームページではミズワタクチビルケイソウをはじめとする外来珪藻の生態や、ハザードマップの作成等について紹介している「外来珪藻ハザードマップの手引き」を掲載しているところ。引き続き対策技術の開発・情報発信に取り組んでいきたいと考えています。また、その他の藻類への対応については、水産被害の程度を把握しつつ、研究機関と相談しながら必要な対応を検討してまいります。 【環境省】 外来水草の異常繁殖・分布拡大は、在来生態系のみならず、内水面漁業にも支障を及ぼす重要な課題と認識。 国としては、研究成果を社会実装につなげる内閣府のプログラムであるBRIDGEを活用し、環境省・農林水産省が連携して、侵略的外来種の効率的な探索・防除技術や環境影響評価手法の開発・実証を進めている。 また、ナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物については、自治体等による防除を基本に交付金による財政支援を行っているほか、国としてマニュアル作成等による技術的支援を行っている。	**オオカナダモやカワシオグサ等の藻類の異常繁殖、また、ミズワタクチビルケイソウ、ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ等の分布域拡大は、河川湖沼への在来生態系への脅威だけでなく内水面漁業の妨げになるなど深刻な問題となっている。** **このため、国は調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な除去・防除方法の開発を進め、~~その、~~繁殖拡大の防止に努めること。また、より実効性を高めるため、市民への啓発をさらに進め、関係者と連携して除去対策を講じること。** ＜一部変更・継続＞ 調査や技術開発は一定進んでいるものの、実効性を高めるための市民啓発の拡充、関係者の連携が課題であるため

	R8年度提案	回答、状況等	R9年度提案素案（8/28時点）
5	多面的機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない動植物（特定外来生物及び国内外来種等）が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を引き続き展開していくこと。 特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。 また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。	【農水省】 水産庁では、「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」により、内水面漁業関係者が地方自治体等と連携して実施する河川清掃など環境保全活動を支援しています。 また同事業では、児童生徒を対象とした自然体験学習や、一般の方を対象に環境保全活動の事例を紹介するシンポジウム等を開催するなどし、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続き、こうした取組を推進してまいります。 さらに、内水面では同一水域において、漁業や資源増殖の取組、遊漁、ラフティング等のレジャー活動等の様々な活動が行われていることから、関係者間における水面利用のルール形成のための「協議会」を設置することが可能であることが内水面漁業振興法で定められているところ、河川の利用マナーにおける課題が生じた場合は当該枠組みを活用いただくとともに、水産庁としても課題解決に向けて協力していきたいと考えています。 【国交省】 各河川事務所において、水生生物調査や水質調査などの現地学習を実施し、これらを通じて環境教育を推進しています。引き続き、子どもたちが河川で学ぶ機会を創出できるよう関係機関と連携しながら取組を進めていきます。 また、河川管理上で必要な場合や、かわまちづくり計画において、関係機関等との連携の上、河川管理用通路やスロープの整備等の水辺にアクセスしやすい環境の整備をしていきます。 河川の利用マナーの徹底については、立札による啓発や河川巡視等による対策を行っています。 【 環境省】 自然環境保全の重要性については、例えば、2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）において、関係省庁（農水省、国交省等）とも連携し、企業や国民に対して具体の行動変容や連携を促すべく、様々なフォーラム、イベント等の開催や、普及啓発ツールの作成等を通じて、情報発信に努めているところです。 地方環境事務所でも、各地域のニーズや事情も踏まえながら、自然観察会の開催等をこれまでしておりますが、今後も引き続きこうした啓発活動を展開して参ります。 外来種問題に関する普及啓発は重要と認識しており、引き続き環境省のウェブサイトや SNS等での情報発信を進めてまいります。	**多面的機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない動植物（特定外来生物及び国内外来種等）が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を引き続き展開していくこと。** **特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。** **また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。** ＜変更なし・継続＞ 各省庁とも、環境教育やシンポジウム開催、利用マナー啓発等に取り組んでおり概ね十分と考えられるが、取組の継続が必要であることから、継続提案

R8年度提案		回答、状況等	R9年度提案素案（8/28時点）
		【文科省】 　文部科学省においては、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」及びその基本方針の趣旨に基づきまして、環境省をはじめとする関係省庁との連携を図りながら、学校教育や社会教育における環境教育の推進のために必要な施策に取り組んでいるところです。 　また、令和6年5月には基本方針が改定され、この中では環境教育において特に重視すべき方法として、環境「の中で」行う「体験活動」は、環境意識の形成に向けた重要な学習方法であるとされており、こうした趣旨を踏まえ、河川をはじめとした自然に親しむ体験活動の推進に取り組んでまいります。 　学校における体験活動については、学習指導要領の総則において、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さの重要性などを実感しながら、理解することができるよう各教科などの特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することなどについて規定しています。また、自然環境保全や外来生物について、例えば中学校理科の学習指導要領において、「身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること」と規定しており、その内容の取り扱いとして「気候変動や外来生物にも触れること」としています。さらに環境省において、学校や地域での環境教育を実践推進するリーダーとなる教職員等を養成するために「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」を実施しておりますが、文部科学省におきましてもその事業の周知に協力しているところです。また、学校におけるアカミミガメやアメリカザリガニなどの外来生物の取り扱いにつきましては、環境省が所管する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が改正されたことを踏まえて、令和5年5月に文部科学省からも事務連絡を発出したところです。引き続き学習指導要領の趣旨・内容の周知・徹底を図りつつ、関係省庁とも連携しながら環境教育の推進に取り組んでまいります。	

	R8年度提案	回答、状況等	R9年度提案素案（8/28時点）
6	濁水現象が発生するダム（農業利水用のダムを含む）については、放流水の濁度や臭気等の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議会等を設置して、協議するとともに、引き続き必要な対策を講じること。 一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや渓流魚の生息環境を悪化させ、大きな漁業被害につながることから、ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。 また、鉱物資源や林地の開発により生じる濁水についても、実態を調査し必要な対策を講じること。	【農水省】 農林水産省所管のダムでは、下流河川への放流に当たり、定期的な濁水調査の実施に加え、必要に応じた選択取水（取水する水深を変える運用）等を行ってきているところです。 引き続き、地元関係者と協議しつつ、設備の運用の改善や追加的な設備の必要性を検討するなど、適切に対応してまいります。 また、森林において一定規模を超える開発行為を行うときは、都道府県知事による林地開発許可を受ける必要がありますが、許可要件の１つである水源涵養の機能への著しい支障を防ぐため、周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置を適切に講じることとされており、引き続き都道府県に対して適切に指導してまいります。 【国交省】 ダム下流河川への放流による濁水の長期化について、国土交通省所管のダムでは、必要に応じて対策設備を設置するとともに、洪水後の濁水調査等を行ってきているところです。 引き続き、地元関係者と協議しつつ、設備の運用の改善や追加的な設備の必要性を検討するなど、適切に対応します。 また、河床の低下やアーマー化に対して、下流関係者と調整を図り、ダム貯水池堆積土砂の下流への置土等による土砂還元の取り組みなどを進めているところであり、引き続き、ダム下流河川の環境改善に努めていきます。 河川の生物に関しては、ダム下流も含めて、水辺の国勢調査等においてモニタリングに努めていきます。	濁水現象が発生するダム（農業利水用のダムを含む）については、放流水の濁度や臭気等の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議会等を設置して、協議するとともに、引き続き必要な対策を講じること。 一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや渓流魚の生息環境を悪化させ、大きな漁業被害につながることから、ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。 また、鉱物資源や林地の開発により生じる濁水についても、実態を調査し必要な対策を講じるとともに、林地開発等の許認可を行う都道府県知事及び事業者に対して適切な指導を行うこと。 ＜一部追加・継続＞ 調査と対策は一定進んでいるものの、包括的基準等の策定までは進んでおらず、また産業由来の対策及び林地開発等の許認可を行う県知事及び事業者への指導を求める。
7	気候変動による水温上昇などが内水面漁業資源に及ぼす影響を踏まえ、関係都道府県と連携した調査・研究体制のもと、水温等のモニタリング強化を図るとともに、海域を含めた仔魚から成魚に至るまでの棲息魚の生残・成育と環境要因の分析を進め、資源量変動のメカニズムの解明や効果的な増殖・資源管理技術の開発を推進するとともに、気候変動への適応策の検討を早急に進めること。	【農水省】 水産庁では、令和6年度から「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」において、水温上昇がワカサギ資源に与える影響やアユの流下から海域生活、遡上までの資源量調査、ウナギの効果的な放流手法の検討等の調査・研究を水産研究・教育機構と参画県等の共同で行っています。 また、「浜の活力再生・成長促進交付金」により、都道府県の水試が実施するアユ等の遡上量調査等の内水面水産資源の調査を継続的に支援しています。 引き続き、世の中のニーズや研究現場からのご提案等を踏まえつつ、必要な予算を確保し、調査研究を進めてまいります。 【環境省】 環境省においては、気候変動による湖沼水環境への影響について検討を行ってきており、令和3年3月に手引き※として公表させていただいているところです。 ※「気候変動による湖沼の水環境への影響評価・適応策検討に係る手引き」 また、琵琶湖を対象に、気候変動が生態系と物質循環に及ぼす影響を調査・研究しており、その検討結果を技術資料として今後とりまとめる予定です。 これらの知見が内水面漁業の気候変動への適応策の検討の一助になればと考えております。	気候変動による水温上昇などが内水面漁業資源及び生態系に及ぼす影響を踏まえ、関係都道府県と連携した調査・研究体制のもと、水温等のモニタリング強化を図るとともに、海域を含めた仔魚から成魚に至るまでの棲息魚の生残・成育と環境要因の分析を進め、資源量変動のメカニズムの解明や効果的な増殖・資源管理技術の開発を推進するとともに、気候変動への適応策の検討、取りまとめを早急に進め、現場での展開を図ること。 ＜一部変更・継続＞ 調査分析は一定進んでいるものの、実施段階への移行が今後の課題であるため。

Ⅴ　放射性物質による汚染対策について　　＜本項目はR9提案から削除＞

R8年度提案書	R9年度提案素案（8/28時点）
【趣旨】 「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。 事故による放射性物質の拡散が、15年以上経過しても、人の生活、食品、水生生物の生息環境などに悪影響を及ぼしており、淡水魚で基準値を超える放射性セシウムが一部地域において検出され、国の出荷制限や、県の採捕自粛要請が行われています。 特に、出荷制限を受ける河川・湖沼では、長期にわたり、漁業や遊漁が規制され、漁協経営に大きな影響を与えており、制限の解除の目処は立っていません。 このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質汚染への対策を確実に行う必要があります。 つきましては、下記の事項について提案いたします。	＜削除理由＞ 国、県の取組は継続される必要があるものの、原因者からの補償が進み、全内漁連の要望にも数年来挙げられておらず、当連合会の所掌の範疇から外れると判断。

	R8年度提案	回答、状況等	R9年度提案素案（8/28時点）
1	【重点】 河川湖沼環境中の放射性物質について、除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。 また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。	【環境省】 河川･湖沼については、一般的には、水の遮へい効果があり、周辺の空間線量への寄与が極めて小さいことから、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染の対象としていません。 WEBサイトで解説を掲載するなど、これまでも情報発信をしてきたところです。今後の問合せ等に対しても必要な説明に努めていきます。 【農水省】 水産庁では、福島第一原子力発電所の事故直後から淡水域、海域ともに水産物の放射性物質検査を実施しています。検査結果については、水産庁のホームページに掲載し、正確な情報提供に努めているところです。 また、これらの検査を通して、河川・湖沼における水産物の放射性物質は時間の経過とともに減少していると承知しております。 未だに出荷制限、出荷自粛となっている水域・魚種等におきましては、福島県の一部を除き、水域における検査結果を積み上げれば、出荷制限・出荷自粛の解除は可能であると思料するところです。 現に今シーズン終了後の解除に向けて積極的な放射性物質検査を実施していただいている水域も存在します。 漁業の再開に向けて、まずは出荷制限解除に係る検査の実施について、研究指導課に御相談ください。	

2	淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。	【農水省】 水産庁では、福島第一原子力発電所の事故直後から淡水域、海域ともに水産物の放射性物質検査を実施しています。検査結果については、水産庁のホームページに掲載し、正確な情報提供に努めているところです。 今後とも、関係自治体等と連携し、放射性物質による汚染の実態把握と安全な水産物の供給に万全を期してまいります。	
3	淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、引き続き知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業・流通・消費の各現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を早急に検討すること。	【農水省】 既往の知見として、淡水魚は、体内の塩類を保持しようとする機能が働くことから、海水魚よりも放射性セシウムを排出しにくいことが分かっています。 さらに、国立研究開発法人水産研究・教育機構が行った淡水魚が汚染されるメカニズムに関する研究によれば、 ①魚の筋肉中の放射性セシウム濃度は餌の濃度以上には上がらないこと ②魚に取り込まれた放射性セシウムは非汚染環境下で飼育することで徐々に排出されること ③河川では放射性物質が滞留しにくいため、魚類の濃度は概ね低下傾向にあるが、空間線量が高い渓流域では、周辺陸域からの影響を受け、比較的高濃度の魚類が確認されていること が明らかとなっています。 ついては、これらの知見・研究結果を踏まえながら、漁業再開に向けて、出荷制限の解除が進むよう関係自治体等とよく相談してまいります。 また、研究成果については、研究に協力いただいた漁業団体等に報告しており、御要望に応じて、漁業・流通・消費の各現場を含む他の団体への報告も検討してまいります。	

~~Ⅵ~~Ⅴ ウナギの資源回復について

R8年度提案書	R9年度提案素案（8/28時点）
【趣旨】 内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されており、2025年11月に開催されたワシントン条約締約国会議においては付属書Ⅱへの掲載が提案されました。 しかしながら、ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。 このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく、うなぎ養殖業者の許可制が導入され、改正漁業法においては、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされました。 また、うなぎ養殖業管理団体により全国的な資源管理の取組みが進められているところです。 ニホンウナギ資源の維持増大のため種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。 つきましては、下記の事項について提案いたします。	【趣旨】（変更なし） 内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されており、2025年11月に開催されたワシントン条約締約国会議においては付属書Ⅱへの掲載が提案されました。 しかしながら、ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。 このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく、うなぎ養殖業者の許可制が導入され、改正漁業法においては、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされました。 また、うなぎ養殖業管理団体により全国的な資源管理の取組みが進められているところです。 ニホンウナギ資源の維持増大のため種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。 つきましては、下記の事項について提案いたします。

	R8年度提案書	回答、状況等	R9年度提案素案（8/28時点）
1	【重点】 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。	【農水省】 水産庁では、従前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っており、令和2年度からは「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」を実施し、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握や、産卵回遊が期待できるニホンウナギの作出等の課題に取り組んでいるところです。 今後とも、関係者と連携しつつ、適正な放流手法の確立等に取り組んでまいります。	~~【重点】~~ 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。 ＜変更なし・継続＞ 国の引き続きの対応を求めるため継続

2	シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたことから、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締機関との連携体制を充実させて、実効性のある組織横断的な取締りを進めること。	【農水省】 シラスウナギについては、採捕・流通の適正化を図り資源管理を推進する目的で、採捕者に対して、採捕数量と出荷先ごとの出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する場合には当該出荷先に出荷することの義務付けを都道府県に対して助言してきたところであります。 採捕数量の報告が徹底されるよう、正しく報告をしなかった者に対して、翌年漁期の許可の優先順位を劣後させる等の処分の強化や、未報告を発生させる要因の再点検等についても都道府県に検討を依頼し取組の強化を図っています。 また、効果的な密漁対策が講じられるよう、正規の採捕者とそれ以外の者を区別するための写真付き証明書の発行や、ワッペンや帽子など現場で確認できるものの着用の義務化なども求めているところであります。 改正漁業法において、許可等に基づかず特定水産動植物の採捕を行った場合の罰則が3年以下の拘禁刑又は3,000万円以下の罰金と大幅に強化され、令和5年12月からシラスウナギに適用されているところ、密漁防止対策についても、各都府県、海上保安庁、警察庁、水産庁等の関係機関が関係漁業者等と連携して、情報共有、漁業者による監視、パトロール等の総合的な対策を行っております。引き続き、このような総合的な密漁対策の推進に努めてまいります。 これらの対策の浸透を図り、引き続きシラスウナギ流通の透明化とウナギ資源の管理に取り組んでまいります。	シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたことから、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締機関との連携体制を充実させて、実効性のある組織横断的な取締りを進めること。 ＜変更なし・継続＞ 国の引き続きの対応を求めるため継続
~~3~~	シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。	【農水省】 シラスウナギの人工種苗生産技術については、平成26年度から水産庁委託事業により、種苗の大量生産や生産コスト削減に向けた技術開発を推進しています。 本委託事業を実施するコンソーシアムには、静岡県、愛知県、宮崎県、鹿児島県の水産研究機関が加入し、水産機構や関連民間企業と協力しながら技術開発を進め、その過程で最新の人工種苗生産に係る技術が共有されています。 また、令和7年度補正予算において、人工種苗生産技術の持続的な普及を担うコンソーシアムの形成や、知的財産の国外流出を防ぎながら社会実装するために必要な体制を構築するための水産庁委託事業及び人工種苗生産水槽の導入を支援するための補助事業を実施しており、さらなる社会実装の加速化を図っております。 今後とも、関係研究機関、都道府県、民間企業と連携しながら、人工種苗生産技術の社会実装に向けた取組を推進してまいります。	~~シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。~~ ＜削除＞ 国の取組が一定進捗。 他の要望の訴求性を高めるため削除。

４３	ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。 また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。	【農水省】 ニホンウナギについては、都道府県や関係者の理解と協力を得ながら、様々な資源管理措置を講じてきており、これまでにも、 ①国際的には平成26年以降、日中韓台の４ヵ国・地域ごとに、うなぎ養殖の種苗となるシラスウナギの上限数量について毎年合意してきていること、 ②また、国内では、平成27年から、うなぎ養殖業を内水面漁業振興法に基づく農林水産大臣の許可制とし、養殖場ごとに数量管理を行っていること、 ③さらに、令和５年には、ウナギの稚魚に漁業法に基づく特定水産動植物にかかる規定を適用し、シラスウナギの採捕を許可制の対象として管理体制を強化するとともに許可等に基づかずに採捕した場合の罰則を3年以下の拘禁刑又は3,000万円以下の罰金に強化したことなどが挙げられます。 加えて、令和7年12月１日からは、違法漁獲されたウナギの稚魚の流通を防止するため、漁業者や流通業者に対し、情報の伝達や取引記録の作成・保存等を義務付ける水産流通適正化制度の対象としました。 このように、我が国においては採捕から養殖まで一貫してウナギの資源管理の充実に取り組んできたところであり、今後ともこれらの取組を着実に進めてまいります。 また、水産庁においては、「うなぎの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのうなぎの増殖義務の履行について」として技術的助言を発出しているところであり、産卵に向かうウナギの漁獲抑制や海面におけるウナギの漁獲抑制に関して関係者による検討を促進しているところです。現在、自主的な取組を含め27 都県で実施されているところであり、これらの検討がより進むよう、引き続き、関係者への周知等に努めてまいります。	ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。 また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。 ＜変更なし・継続＞ 国の引き続きの対応を求めるため継続

~~Ⅷ~~Ⅵ　内水面漁場管理委員会制度の堅持について

R8年度提案書	R9年度提案素案（8/28時点）
【趣旨】 　内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。 　近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されています。 　また、「漁業法」においては、内水面が有する多面的機能の発揮などの項目が規定され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。 　一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。 　つきましては、下記の事項について提案いたします。	【趣旨】（変更なし） 　内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。 　近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されています。 　また、「漁業法」においては、内水面が有する多面的機能の発揮などの項目が規定され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。 　一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。 　つきましては、下記の事項について提案いたします。

	R8年度提案書	回答、状況等	R9年度提案素案（8/28時点）
1	内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持するとともに、独立した行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行できるよう、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。	【農水省】 　内水面漁場管理委員会は、漁業法の下で漁業権の免許や都道府県内水面漁業調整規則の策定を始め、内水面における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関であります。 　今後、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく中で、内水面漁場管理委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、引き続きこの役割・機能を発揮されていくことが重要と考えています。 　このため、内水面漁場管理委員会の運営に必要な漁業調整委員会等交付金についても、引き続き、確保に努めてまいります。	内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持するとともに、独立した行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行できるよう、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。 ＜変更なし・継続＞ 国の引き続きの対応を求めるため継続

別紙　２

提案項目作成にあたっての考え方

中央省庁への提案活動については、全国の意見を総括するものであり、その内容は大変多岐に渡るものとなっています。また、内水面を取り巻く現状が厳しくなるにつれ、提案項目数についても平成 17 年度の 14 項目から平成 27 年度の 34 項目へと、増加の一途をたどり、内容が膨大となり、適宜削減に向けた見直しを行いながらも令和 7 年度は 26 項目となっておりました。

これらは各ブロック協議会において協議され、必要に迫られて提案されているものですが、令和 8 年度は、提案の訴求性、実効性をより高めることを目的に、各ブロック協議会の意見を踏まえつつ、提案項目のさらなる削減、表現の簡略化・明確化を図り、全体で 21 項目とし、文字数も 1 割以上削減いたしました。

令和 9 年度の提案項目についても、さらに「実効性のある提案」を方向性として進めるべく、各会員県及びブロック協議会においては次の事項についてご配慮の上、検討をお願いいたします。

１　要望すべき内容を精査するとともに、冗長な文章としない。

背景を詳述するなど、文章が肥大化することにより、趣旨がぼやけるおそれがあるため、簡潔なものとすること。

２　個別の事案は盛り込まない。

広域的な影響がある、または全国的に普遍性がある事案※について、提案項目とすること。

※ただし、地域限定でも広域化が懸念される事案についてはこの限りではない。

３　提案した結果に対する評価を行う。

成果が得られたものについては削除し、一定の成果が見られたものの、まだ課題が残る場合は、その点を具体的に記述し、提案すること。

（別紙様式１）

令和９年度中央省庁提案項目素案に係る
提案項目の削除や表現の変更について

都道府県名　佐賀県

大項目	
削除又は表現の変更が必要な項目	
削除又は変更理由	
表現を変更する場合の文案	

（別紙様式２）

令和９年度中央省庁提案項目素案に係る追加提案項目・意見について

都道府県名　佐賀県

大項目	
追加 提案項目	
提案理由	
意　見	

（別紙様式３）

西日本ブロック協議会内における照会・協議事項等について

都道府県名　佐賀県

照会先	全都道府県　・　（　　）都道府県　・　全内漁管連　・　水産庁
照会・ 協議事項	
照会・ 協議理由	

※照会にあたっては、照会の背景、自県の状況を記入のうえご回答ください。

佐賀県内水面漁場管理委員会規程の一部改正（案）に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（委員会の招集） 第二条 1～3　略 新設 （議事録） 第四条　略 2　議事録は、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上がこれに署名するものとする。 3　略	（委員会の招集） 第二条 1～3　略 4　委員は、会長（会長及び会長職務代理者がともに互選されていないとき、若しくは欠けたとき又は、会長及び会長職務代理者にともに事故あるときの会議は知事）が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。 （議事録） 第四条　略 2　議事録は、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上がこれに記名するものとする。 3　略

附　則

この規程は令和８年●月●日から施行する。

佐賀県内水面漁場管理委員会規程（案）

（会長及び会長職務代理者）

第一条　佐賀県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に会長及び会長職務代理者を置く。

2　会長及び会長職務代理者は委員が互選する。但し、委員が会長及び会長職務代理者を互選することができないときは、知事が選任する。

3　会長は会務を総理し、委員会を代表する。

4　会長に事故あるときは、会長職務代理者がその職務を代行する。

5　会長及び会長職務代理者の任期は委員の任期とする。

（委員会の招集）

第二条　委員会の会議は、会長が招集しその議長となる。但し、会長及び会長職務代理者がともに互選されていないとき、若しくは欠けたとき又は、会長及び会長職務代理者にともに事故あるときの会議は知事が招集する。

2　委員の三分の一以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求のあった日から七日以内に委員会を招集しなければならない。

3　委員会の会議を招集しようとするときは、会長は会議に付する事項並びに開催の日時及び場所を予め委員に通知するものとする。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

4　委員は、会長（会長及び会長職務代理者がともに互選されていないとき、若しくは欠けたとき又は、会長及び会長職務代理者にともに事故あるときの会議は知事）が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

（会議の運営）

第三条　委員会は定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2　議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

3　委員会の会議は公開とする。

4　委員会の会議は予め通知した事項に限って議決する。但し、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りではない。

5　委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については議事にあずかることができない。但し、委員会の承認があったときは、会議に出席し発言することができる。

（議事録）

第四条　会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

一　委員会の開催日時及び場所

二　出席した委員の氏名

三　議事事項

四　その他重要な事項

2　議事録は、会長及び会長の指名する出席委員二人以上がこれに記名するものとする。

3　議事録は一般の縦覧に供する。

（規程改正）
第五条　この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

（その他）
第六条　前各条に定めるもののほか、議事の運営その他に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

附　則
この規程は公布の日から施行する。
この規程は令和八年●月●日から施行する。